

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

土木部長

高知県入札・契約監視委員会設置要綱の一部改正等について（通知）

高知県入札・契約監視委員会設置要綱（平成13年7月17日施行）の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたので通知します。

改正の概要は下記のとおりです。

なお、高知県談合情報等審査会設置要綱（平成24年4月27日施行）及び高知県入札・契約監視委員会議事運営要領（平成13年7月17日施行）は、平成26年10月31日限りで廃止します。

記

1 改正趣旨

多様な観点に基づく審議等が行われて、より一層の適正な入札・契約制度を確保することを目的に、高知県入札・契約監視委員会及び高知県談合情報等審査会を平成26年11月1日に統合することとしました。

存続機関は、高知県入札・契約監視委員会となることから、同委員会の設置要綱を改正するとともに、高知県談合情報等審査会設置要綱及び高知県入札・契約監視委員会議事運営要領は平成26年10月31日限りで廃止します。

本統合に伴い、高知県談合情報等審査会の所掌事務は、高知県入札・契約監視委員会の所掌事務へと移管されることとなります。

本改正は、上記の組織の改編に併せて、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 高知県入札・契約監視委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務に、高知県談合情報等審査会の所掌事務であった談合情報及び談合疑義事実に係る信憑性及びとるべき措置に関する事並びに高知県談合情報等対応マニュアル（平成24年3月29日付け23高建管第1164号副知事通知）の改正の必要性等に関する事等に関し意見を求められたときは、当該事項の審査を行い、知事に対して、意見の具申又は勧告を行う事務を追加しました。

【第2条第4号関係】

(2) 委員会の所掌事務に、県の入札・契約制度の改正について審議を行い、知事に対して、意見の具申又は勧告を行う事務を追加しました。

【第2条第5号関係】

(3) 委員会の所掌事務に、委員長が特に必要があると認める事項について審議を行い、知事に対して、意見の具申又は勧告を行う事務を追加しました。

【第2条第6号関係】

(4) 委員会の委員の人数を5人以内から7人以内に変更しました。

【第3条第1項関係】

(5) 委員長のほか、新たに、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する副委員長を置きました。

【第3条第5項及び第7項関係】

(6) 廃止する高知県入札・契約監視委員会議事運営要領の規定を追加しました。

【第4条及び第6項関係】

(7) その他所要の規定の整備を行いました。

3 施行日

この改正は、平成26年11月1日から施行することとします。

高知県入札・契約監視委員会設置要綱

平成13年 7月17日施行

(設置)

第1条 県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務（以下「建設工事等」という。）に係る入札及び契約の適正な執行の確保を図るため、高知県入札・契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札・契約手続の運用状況について報告を受け、必要に応じて、改善策を検討し、知事に対して、意見の具申又は勧告を行うこと
- (2) 県が発注した建設工事等のうち委員会が抽出指定したのものに関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等の審議を行い、知事に対して、意見の具申又は勧告を行うこと
- (3) 指名競争入札に係る非指名理由等についての再苦情処理を行うこと
- (4) 高知県談合情報等対応マニュアル（平成24年3月29日付け23高建管第1164号副知事通知。以下「マニュアル」という。）第2条第1項に規定する談合情報等調査委員会から、マニュアル第3条の規定により次のアからウまでに掲げる事項に関し意見を求められたときは、当該事項の審査を行い、知事に対して、意見の具申又は勧告を行うこと
 - ア 県が発注する建設工事等の入札に係る公正な競争を阻害するおそれのある行為に関する情報（以下「談合情報」という。）及び談合情報の有無に関わらず談合があると疑われる事実（以下「談合疑義事実」という。）に係る信憑性及びとるべき措置に関すること
 - イ マニュアルの改正の必要性等に関すること
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、談合情報及び談合疑義事実の処理に関すること
- (5) 前各号の意見の具申又は勧告を踏まえて、県の入札・契約制度の改正について審議を行い、知事に対して、意見の具申又は勧告を行うこと
- (6) 前各号に掲げる事務のほか、次条第5項の規定に基づいて選任される委員長が特に必要があると認める事項について審議を行い、知事に対して、意見の具申又は勧告を行うこと

(委員及び組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員会の委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

- 第4条 第2条第1号及び第5号に規定する事務に係る会議は、原則として、同一年度において1回以上開催するものとする。
- 2 第2条第2号に規定する事務に係る会議は、原則として、同一年度において2回以上開催するものとする。
- 3 第2条第3号、第4号及び第6号に規定する事務に係る会議は、必要に応じて開催する。
- 4 前3項の委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 5 会議は、委員長又は副委員長を含む過半数の委員の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 6 会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会議の招集を要するにもかかわらず、緊急やむを得ない事情があり、会議が開催できない場合には、第4項及び第5項の規定にかかわらず、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることを決することができる。

(再苦情処理)

- 第5条 委員会は、第2条第3号に規定する事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、次条の規定に基づいて却下する場合を除き、会議を開催し、審議を行う。
- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を知事に報告する。
- 3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(再苦情の申立ての却下)

- 第6条 知事は、次の各号に掲げる再苦情の申立てについて却下することができる。
- (1) 申立期間を経過したもの
- (2) 苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの

(様式)

第7条 会議における報告及び再苦情の申立申請書の様式は、知事が別に定める。

(要綱及び議事概要の公表)

第8条 この要綱及び議事概要（会議の資料及び議事録から高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項各号のいずれかに該当する事項を除いて別途作成する資料をいう。）は、公表する。

(秘密保持義務)

- 第9条 委員は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、委員の職を退いた後も適用する。

(事務局)

第10条 委員会の庶務は、土木部建設管理課において行う。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則
この要綱は、平成13年7月17日から施行する。

附 則
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

高知県入札・契約監視委員会設置要綱 新旧対照表

新	旧
高知県入札・契約監視委員会設置要綱	高知県入札・契約監視委員会設置要綱
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務（以下「建設工事等」という。）に係る入札及び契約の適正な執行の確保を図るため、高知県入札・契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>公共工事に係る入札及び契約の適正な執行の確保を図るため、高知県入札・契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p>
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>入札・契約手続の運用状況について報告を受け、必要に応じて、改善策を検討し、知事に対して、意見の具申又は勧告を行うこと</u></p> <p>(2) <u>県が発注した建設工事等のうち委員会が抽出指定したのものに関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等の審議を行い、知事に対して、意見の具申又は勧告を行うこと</u></p> <p>(3) <u>指名競争入札に係る非指名理由等についての再苦情処理を行うこと</u></p> <p>(4) <u>高知県談合情報等対応マニュアル（平成24年3月29日付け23高建管第1164号副知事通知。以下「マニュアル」という。）第2条第1項に規定する談合情報等調査委員会から、マニュアル第3条の規定により次のアからウまでに掲げる事項に関し意見を求められたときは、当該事項の審査を行い、知事に対して、意見の具申又は勧告を行うこと</u></p> <p><u>ア 県が発注する建設工事等の入札に係る公正な競争を阻害するおそれのある行為に関する情報（以下「談合情報」という。）及び談合情報の有無に関わらず談合があると疑われる事実（以下「談合疑義事実」という。）に係る信憑性及びとるべき措置に関すること</u></p> <p><u>イ マニュアルの改正の必要性等に関すること</u></p> <p><u>ウ ア及びイに掲げるもののほか、談合情報及び談合疑義事実の処理に関すること</u></p> <p>(5) <u>前各号の意見の具申又は勧告を踏まえて、県の入札・契約制度の改正について審議を行い、知事に対して、意見の具申又は勧告を行うこと</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる事務のほか、次条第5項の規定に基づいて選任される委</u></p>	<p>(任務)</p> <p>第2条 <u>委員会は、次の事項を処理する。</u></p> <p>(1) <u>入札・契約手続の運用状況について報告を受け、必要に応じて、改善策を検討し、知事に対して、意見の具申又は勧告を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>県が発注した工事のうち委員会が抽出指定したのものに関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等の審議を行い、知事に対して、意見の具申又は勧告を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>指名競争入札に係る非指名理由等についての再苦情処理を行うこと。</u></p>

員長が特に必要があると認める事項について審議を行い、知事に対して、意見の具申又は勧告を行うこと

(委員及び組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員会の委員は、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 第2条第1号及び第5号に規定する事務に係る会議は、原則として、同一年度において1回以上開催するものとする。

2 第2条第2号に規定する事務に係る会議は、原則として、同一年度において2回以上開催するものとする。

3 第2条第3号、第4号及び第6号に規定する事務に係る会議は、必要に応じて開催する。

4 前3項の委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

5 会議は、委員長又は副委員長を含む過半数の委員の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

6 会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会議の招集を要するにもかかわらず、緊急やむを得ない事情があり、会議が開催できない場合には、第4項及び第5項の規定にかかわらず、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることを決することができる。

(再苦情処理)

第5条 委員会は、第2条第3号に規定する事務に関し、再苦情の申立てがあつ

(委員及び組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織し、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

6 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 第2条第1号及び第2号の事項に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、6箇月に1回開催する。

2 第2条第3号の事項に係る会議（以下「苦情処理会議」という。）は、必要に応じて開催する。

(再苦情処理)

第5条 委員会は、第2条第3号の事項に関し、再苦情の申立てがあつたとき

たときは、次条の規定に基づいて却下する場合を除き、会議を開催し、審議を行う。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を知事に報告する。
- 3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(再苦情の申立ての却下)

第6条 知事は、次の各号に掲げる再苦情の申立てについて却下することができる。

- (1) 申立期間を経過したもの
- (2) 苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの

(様式)

第7条 会議における報告及び再苦情の申立申請書の様式は、知事が別に定める。

(要綱及び議事概要の公表)

第8条 この要綱及び議事概要（会議の資料及び議事録から高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項各号のいずれかに該当する事項を除いて別途作成する資料をいう。）は、公表する。

(秘密保持義務)

第9条 委員は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。
2 前項の規定は、委員の職を退いた後も適用する。

(事務局)

第10条 委員会の庶務は、土木部建設管理課において行う。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

は、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を知事に報告する。
- 3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、土木部建設管理課において行う。

(様式)

第7条 定例会議における報告及び再苦情の申立申請書の様式は、別に定める。

(議事の概要等の公表)

第8条 委員会の要綱及び議事の概要は、土木部建設管理課において閲覧の方法により、公表する。

附 則

この要綱は、平成13年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成13年7月17日から施行する。

(施行日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。